

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、自動販売機の設置に係る市有財産の貸付けについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定により公告する。

令和7年7月7日

山形市長 佐藤孝弘

記

1 競争入札に付する事項

（1）自動販売機の設置に係る市有財産の貸付け

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市中央公民館 （山形市七日町一丁目 2番39号）	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	5階会議室前	飲料用 1台	1.36㎡

（2）条件等は、募集要項及び仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- （2）山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他これらに準ずる者でないこと。
- （3）山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税及び国税を滞納していないこと。
- （4）入札公告の日から過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営を行った実績を有している者であること。
- （5）入札に係る自動販売機で販売する商品に関し、法令等の規定によりその販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。

3 契約条項等を示す場所

山形市教育委員会社会教育青少年課窓口で書面で備え置くとともに、山形市のホームページに掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年7月23日(水) 午後2時から
- (2) 場 所 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市役所8階 801会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

6 入札参加資格確認申請の受付期間、受付時間及び受付場所

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請の書類を次に掲げる期間内に、次に掲げる場所に提出するものとする。

(1) 受付期間

令和7年7月7日(月)から同月18日(金)まで(山形市の休日を定める条例(平成元年市条例第28号)第1条に規定する休日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(3) 受付場所

山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市教育委員会社会教育青少年課管理係
電話：023-641-1212 内線454

7 地方自治法施行令第167条の6第2項に規定する事項

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札参加者の談合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、募集要項により確認すること。募集要項については、山形市教育委員会社会教育青少年課管理係に問い合わせること。
(連絡先：電話023-641-1212 内線454)